

行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	徳島県公安委員会 第361号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	吉岡代行
	主たる営業所が所在する市区町村	小松島市坂野町
処 分 年 月 日		令和3年11月16日
処 分 内 容		取消処分
処 分 理 由		詐欺未遂により、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条に定める欠格要件に該当し、同法第7条第1項第2号に定める認定取消要件に該当する
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		徳島県公安委員会